

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第35号

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
条例等の名称	該当条項	条例等の名称	該当条項
<省略>		<省略>	
瀬戸市情報公開条例 （平成12年瀬戸市 条例第5号）	第6条第1項	瀬戸市情報公開条例 （平成12年瀬戸市 条例第5号）	第6条第1項
<省略>		瀬戸市個人情報保護 条例（平成5年瀬戸 市条例第25号）	<u>第16条第1項、第 29条第1項及び第 36条第1項</u>
<省略>		<省略>	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に行われた改正前の別表に規定する申請等に係

る手続等については、なお従前の例による。